

平成24年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率報告書

廿 日 市 市

目 次

1 平成24年度決算に基づく健全化判断比率	1
(1) 総括表	1
(2) 実質赤字比率	2
(3) 連結実質赤字比率	3
(4) 実質公債費比率	4
(5) 将来負担比率	5
2 平成24年度決算に基づく資金不足比率	6
(1) 総括表	6
(2) 法適用企業	7
(3) 法非適用企業	8

1 平成24年度決算に基づく健全化判断比率

(1) 総括表

(単位：%)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
健全化判断比率	—	—	9.9	74.4
(早期健全化基準)	(11.93)	(16.93)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.00)	(30.00)	(35.0)	

注 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

<参 考> 比率の概要

区 分	概 要
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の 比率)	市税、普通交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
連結実質赤字比率 (全ての会計の実質赤字の 比率)	市のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を、市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
実質公債費比率 (公債費等の比重を示す比 率)	市の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を市の標準財政規模を基本とした額で除したものの3カ年間の平均値である。
将来負担比率 (地方債残高のほか一般会 計等が将来負担すべき実質 的な負債を捉えた比率)	市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、市の標準財政規模を基本とした額で除したものである。

(2) 実質赤字比率

ア 一般会計等の実質収支額

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差 引 額 C (A-B)	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実 質 収支額 E (C-D)
一般会計	41,079,786	40,208,817	870,969	132,711	738,258
漁港管理特別会計	37,454	30,685	6,769	0	6,769
小規模下水道事業特別会計	137,886	131,973	5,913	0	5,913
工業団地下水道事業特別会計	184,855	184,855	0	0	0
墓地管理事業特別会計	26,236	26,236	0	0	0
港湾管理事業特別会計	34,183	27,027	7,156	0	7,156
市営住宅事業特別会計	299,100	269,377	29,723	18,331	11,392
宮島水族館事業特別会計	1,356,912	1,307,452	49,460	0	49,460
廿日市駅北土地 区画整理事業特別会計	568,178	563,107	5,071	4,950	121
合 計	43,724,590	42,749,529	975,061	155,992	819,069

(単位：千円)

イ 標準財政規模	27,540,534
うち臨時財政対策債発行可能額	2,492,271

(単位：%)

ウ 実質赤字比率	—
----------	---

注 実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

アのE欄 (※マイナスの場合のみ)

$$\text{実質赤字比率 ウ} = \frac{\text{アのE欄}}{\text{イ}}$$

(3) 連結実質赤字比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等の実質収支額の合計	819,069	(2) アのE欄の合計
イ 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額の合計 (①+②+③)	226,018	資金不足額がある場合はマイナス計上
① 国民健康保険特別会計	189,505	
② 介護保険特別会計	31,761	
③ 後期高齢者医療特別会計	4,752	
ウ 公営企業会計の資金不足額又は資金剰余額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	4,190,798	資金不足額がある場合はマイナス計上
① 水道事業会計	3,569,189	
② 国民宿舎事業会計	621,299	
③ 公共下水道事業特別会計	310	
④ 簡易水道事業特別会計	0	
⑤ 農業集落排水事業特別会計	0	
⑥ 包ヶ浦観光事業特別会計	0	
⑦ 廿日市駅北土地区画整理事業特別会計	0	
エ 標準財政規模	27,540,534	臨時財政対策債発行可能額を含む。

(単位：%)

オ	連結実質赤字比率	—
---	----------	---

注 連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

[ア+イ+ウ] (※マイナスの場合のみ)

$$\text{連結実質赤字比率 オ} = \frac{\text{ア+イ+ウ}}{\text{エ}}$$

(4) 実質公債費比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源額)	5,714,732	※繰上償還元金及び特定財源を除く。
イ 準元利償還金	1,576,263	公営企業債繰入金 債務負担行為 一時借入金利子
ウ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	5,092,082	基準財政需要額 災害復旧費等 事業費補正 密度補正
エ 標準財政規模	27,540,534	臨時財政対策債発行可能額を含む。

(単位：%)

オ 実質公債費比率（単年度）	9.8	H22 10.2% H23 10.0%
カ 実質公債費比率（3カ年平均）	9.9	

【算定方法】

$$\text{実質公債費比率（単年度） オ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ}] - [\text{ウ}]}{\text{エ} - \text{ウ}}$$

※ カの実質公債費比率（3カ年平均）は、国によって定められた方法により、次のとおり算出している。

H22 : 10.18615% - ①

H23 : 9.98138% - ②

H24 : 9.79539% - ③

(①+②+③) ÷ 3 = 9.98764% → 9.9% (小数点第2位以下切り捨て)

(5) 将来負担比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等に係る地方債の現在高	57,012,368	
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	649,448	廿日市市土地開発公社等に対する債務負担行為など
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	23,095,855	公営企業会計への繰入れ見込額
エ 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	0	
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	10,084,452	一般会計等対象職員(市長部局、教育委員会、公営企業会計)
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	0	
キ 連結実質赤字額	0	
ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	
ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	11,881,270	財政調整基金、減債基金など
コ 地方債の償還額等に充当可能な特定の収入	8,449,246	都市計画税、住宅使用料など
サ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	53,790,087	
シ 標準財政規模	27,540,534	臨時財政対策債発行可能額を含む。
ス 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	5,092,082	

(単位：%)

セ	将来負担比率	74.4	
---	--------	------	--

【算定方法】

$$\text{将来負担比率 セ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}] - [\text{ケ} + \text{コ} + \text{サ}]}{\text{シ} - \text{ス}}$$

2 平成24年度決算に基づく資金不足比率

(1) 総括表

(単位：%)

区 分	法適用企業		法非適用企業				
	宅地造成事業 以外		宅地造成事業 以外				宅地造成 事業
	水 道 事 業	国 民 宿 舎 事 業	公 共 下 水 道 事 業	簡 易 水 道 事 業	農 業 集 落 排 水 事 業	包ヶ浦 観 光 事 業	廿日市駅北 土地区画整 理 事 業
資金不足比率	—	—	—	—	—	—	—
(経営健全化基準)	(20.0) ※公営企業ごと						

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

<参 考> 比率の概要

区 分	概 要
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額 の比率)	一般会計等の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

(2) 法適用企業

ア 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業

(ア) 資金不足額

(単位：千円)

会計名	流動負債 A	算入地方債 B	流動資産 C	資金不足額又は資金剰余額 D (A+B-C)
水道事業会計	516,550	0	4,085,739	△3,569,189
国民宿舎事業会計	18,751	0	640,050	△621,299

注1 流動負債は、控除未払金等の控除額を除く。

注2 流動資産は、控除財源等の控除額を除く。

注3 D欄が△の場合、資金剰余額となる。

(イ) 事業の規模

(単位：千円)

会計名	営業収益の額 E	受託工事収益の額 F	事業の規模 G (E-F)	備考
水道事業会計	2,049,832	4,205	2,045,627	
国民宿舎事業会計	259,732	0	259,732	

(ウ) 資金不足比率

(単位：%)

水道事業会計	—
国民宿舎事業会計	—

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

$$\text{資金不足比率 (ウ)} = \frac{\text{D (※マイナスは、資金剰余額となる。)}}{\text{G}}$$

(3) 法非適用企業

ア 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業

(7) 資金不足額

(単位：千円)

会 計 名	歳出額 A	算入地方債 B	歳入額 C	資金不足額又は資金剰余額 D (A+B-C)
公共下水道事業特別会計	4,156,802	0	4,157,112	△310
簡易水道事業特別会計	1,019,929	0	1,019,929	0
農業集落排水事業特別会計	29,505	0	29,505	0
包ヶ浦観光事業特別会計	48,075	0	48,075	0

注1 歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

注2 D欄が△の場合、資金剰余額となる。

(イ) 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	営業収益の額 E	受託工事収益の額 F	事業の規模 G (E-F)	備 考
公共下水道事業特別会計	1,116,946	0	1,116,946	
簡易水道事業特別会計	292,557	670	291,887	
農業集落排水事業特別会計	6,138	0	6,138	
包ヶ浦観光事業特別会計	34,331	0	34,331	

(ウ) 資金不足比率

(単位：%)

公共下水道事業特別会計	—
簡易水道事業特別会計	—
農業集落排水事業特別会計	—
包ヶ浦観光事業特別会計	—

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

D (※マイナスは、資金剰余額となる。)

$$\text{資金不足比率 (ウ)} = \frac{\text{D}}{\text{G}}$$

イ 宅地造成事業を行う法非適用企業

(7) 資金不足額

(単位：千円)

会 計 名	歳出額 A	算入地方債 B	歳入額 C	資金不足額又は資金剰余額 D (A+B-C)
廿日市駅北土地 区画整理事業特 別会計	157,097	0	157,097	0

注 歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

(イ) 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	資本の額に 相当する額 E	負債の額に 相当する額 F	事業の規模 G (E+F)	備 考
廿日市駅北土地 区画整理事業特 別会計	325,000	0	325,000	

(ウ) 資金不足比率

(単位：%)

廿日市駅北土地 区画整理事業特 別会計	—
---------------------------	---

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

$$\text{資金不足比率 (ウ)} = \frac{\text{D (※マイナスは、資金剰余額となる。)}}{\text{G}}$$